平成２５年（フ）第１１７号
長崎県長崎市琴海戸根町2657番地１　弥永アパート102、旧住所長崎県長崎市西海町1700番地１　アネックス琴海105
債務者　佐々木チヱ子
１　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1103番地
債務者　吉村　　瞳
１　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
長崎市住吉町14―16　ケイズメゾン202号室、住民票上の住所長崎市矢の平２丁目10番12号山添アパート104、旧住所東京都新宿区北新宿３丁目７番19号ＨＡＭＡ５―103
債務者　川原亜沙美
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１０号
宮城県黒川郡大郷町川内字上堰場８番地
債務者　小野　輝昭
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
秋田県仙北市西木町小山田字石川原183番地５
債務者　石川　静香
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第７２号
福島県福島市飯坂町平野字北原21―８、住民票上の住所福島県二本松市渋川字神明51番地
債務者　服部　欽一
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１５号
福島県白河市八竜神12番地37、前住所福島県西白河郡西郷村大字熊倉字屏風谷30番地56
債務者　大関　友良
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
新潟市北区早通北５丁目３番49―24号
債務者　今井智佳子
１　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１４号
新潟市中央区関屋下川原町２丁目47番地　小林アパート201号、前住所新潟市中央区田中町444番地
債務者　齋藤　明美
１　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９１号
長野市稲田１丁目４番３号　リーベ稲田105号
債務者　野口　　功
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９５号
長野市大字高田287番地１　ライブリーパーク高橋Ｂ202
債務者　手塚　和雄
１　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
長野県上田市国分454番地３
債務者　竹内　時子
１　決定年月日時　平成25年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第７１号
長野県上田市中之条506番地７　ウィルモア木ノ田201号
債務者　相澤　　孝
１　決定年月日時　平成25年７月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第７２号
長野県上田市芳田1046番地２
債務者　大池　礼子
１　決定年月日時　平成25年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第５１０号
岐阜県美濃市片知947番地、住民票上の住所岐阜県美濃市片知948番地２
債務者　武井　美雪
１　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４４５号
名古屋市北区喜惣治１丁目296番地　エトワールシャトー503号
債務者　宮北　一樹
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９８３号
名古屋市港区秋葉１丁目130番地の３　市営西茶屋荘12棟502号
債務者　橋本　真希
１　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部